

ご存知ですか？使って得する助成金《原則として返済不要》

特定求職者雇用開発助成金

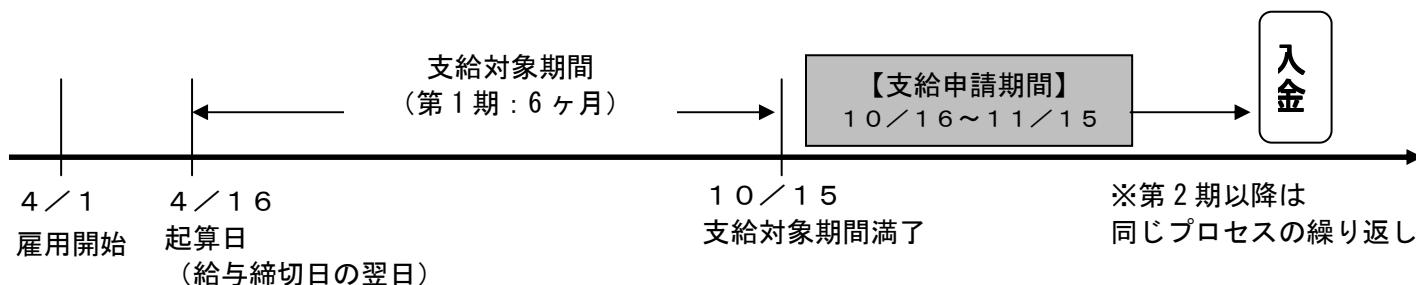
【短時間雇用でもOK！】高齢者・障害者等雇用の助成金です！

この助成金は、高齢者、障害者、シングルマザーなど、就職が困難な方をハローワーク経由で採用した時に支給されるものです。

受給金額：30万円～240万円

（企業規模、労働時間及び雇用した者の区分により支給額が異なります。）

【受給イメージ】 ※雇用開始日が4月1日、初回賃金締切日が4月15日と仮定



【受給要件など】

- ①雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ②この助成金は、ハローワーク等の紹介日以前に内定があった対象者を雇用する場合は支給対象とはなりません。
- ③原則としてハローワークの紹介日において雇用保険の被保険者であることが必要です。
- ④対象者が雇入れ日の前日から過去3年間に働いたことのある事業所（アルバイト、派遣、事前研修などを含む）に雇い入れられる場合は、支給対象とはなりません。
- ⑤対象者の雇入れ日の前日から起算して6ヶ月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合で解雇している場合などは助成金は支給されません。
- ⑥支給申請には他にも要件がございます。詳しくは「雇用の安定のために」の冊子などをご確認ください。

【当事務所は初めて当事務所をご利用のお客様のために無料出張相談会を実施しております。（大阪府及び周辺地域対象）】

【無料出張相談会】下記の項目をご記入の上、お申し込みください。

貴社名	ご相談希望日時（第1希望～第3希望）
お名前	① 月 日 午前・午後 時
ご役職	② 月 日 午前・午後 時
TEL	③ 月 日 午前・午後 時
Mail	

【備考】

オーダーメイド労務管理事務所

〒584-0007 大阪府富田林市南旭ヶ丘町12-35

TEL:0721-21-3115 FAX:0721-21-3116

管理番号：001-003-201104-1